

9 医保第701号
平成29年7月28日

京都府国民健康保険運営協議会長 様

京都府知事 山田 啓二



京都府国民健康保険運営方針の策定について（諮問）

京都府国民健康保険運営方針の策定について、京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）第1条の規定により諮問します。

(諮問背景)

市町村が行う国民健康保険については、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号。以下「改正法」という。）による国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の一部改正に伴い、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険の運営に中心的な役割を担っていくこととなります。

改正法附則第 7 条では、都道府県は、施行日（平成 30 年 4 月 1 日）の前日までに国民健康保険法第 82 条の 2 の規定の例により、都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとされています。

つきましては、本府と府内各市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに、各市町村が事業の広域化や効率化を推進できるよう、統一的な国民健康保険の運営方針を定める必要があることから、貴協議会の意見を求めますのでよろしくをお願いします。

(参考)

○改正後国民健康保険法（平成 30 年 4 月 1 日施行）

第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第82条の2第1項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

第82条の2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
- 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
- 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
- 四 前項各号（第一号を除く。）及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項

○改正法附則

第7条 都道府県は、施行日の前日までに、平成30年度改正後国保法第82条の2（略）の規定の例により、同条第1項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

○京都府附属機関設置条例（昭和28年京都府条例第4号）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律若しくはこれに基く政令又は別に条例に定めるものを除く外、府が設置する執行機関の附属機関は、別表のとおりとする。

別表

附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務
知事	京都府国民健康保険運営協議会	持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）第4条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項について知事の諮問に応じ調査審議し、意見を答申する事務